横浜市物流等関連施設の管理運営

平 成 24 年 度 事 業 計 画 書

横浜港埠頭株式会社

目　　次

1. 管理体制

(1) 職員配置体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

(2) 責任体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

(3) 事故発生時対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

(4) 緊急対応業務フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

(5) 緊急連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

2. 指定管理業務計画

(1) 年間業務計画表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

(2) 外部委託予定表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

(3) 防犯・防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

(4) 要望対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

(5) 研修計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

(6) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

3. 指定管理業務に係る当該年度の収支計画

(1) 収入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

(2) 支出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

要望対応事務フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙

1. 管理執行体制

(1) 職員配置体制

指定管理者の業務となる「横浜市物流等関連施設」（以下「施設」という。）の管理運営については、次の職員配置体制で業務を執行するものとします。

＜組織図＞

（平成２４年４月現在想定図）

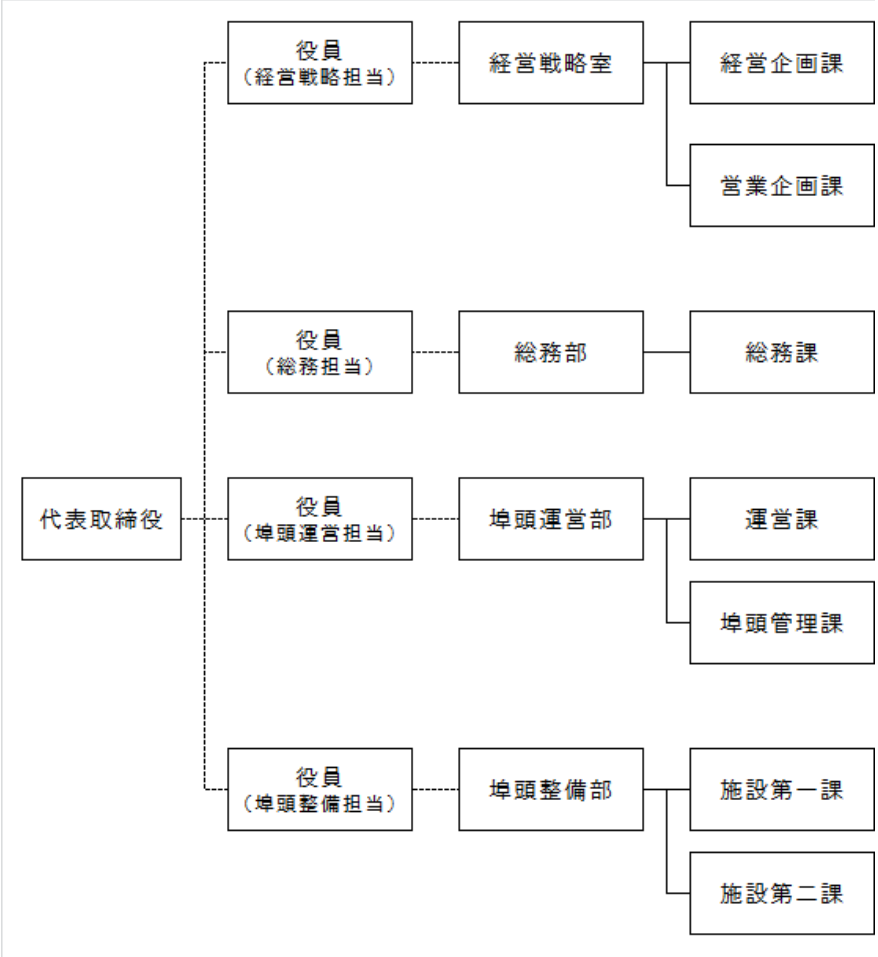

（各部署の社員配置人数については、決定し次第ご報告します。）

⑵ 責任体制

指定管理業務については、次の責任体制を採り、効率的な業務執行を図ります。

	指定管理業務
運　営　課	一元化総合調整窓口、施設総合利用調整
埠頭管理課	使用許可、利用調整、交通対策、事故対応等
施設第一課	土木・建築関連維持修繕
施設第二課	機械・電気関連維持修繕
総　務　課	人事・給与・出納・会計

⑶ 事故発生時対応

指定管理業務の実施にあたっては、前身である横浜港埠頭公社における「横浜市コンテナターミナル関連施設指定管理」の４年間の経験と、「物流等関連施設指定管理」の１年間の経験を踏まえ、横浜市港湾局関係部署と更に連携を密にし、緊急時の対応や安全の確保について万全を期します。

①安全パトロール活動について

安全パトロールを行い、施設の不良箇所等の早期発見につとめるとともにユーザーからの要望や課題について適切に対処していきます。

②ふ頭構内夜間及び休日の災害・事故発生の対応について

横浜市港湾局、横浜海上保安部等公共機関や埠頭利用者と緊急連絡体制を構築し、各施設の利用者の緊急連絡体制と連携して、災害・事故発生については即時対応可能な体制をとります。

(4) 緊急対応業務フロー

緊急時の対応については、以下のフローにより対応することとします。

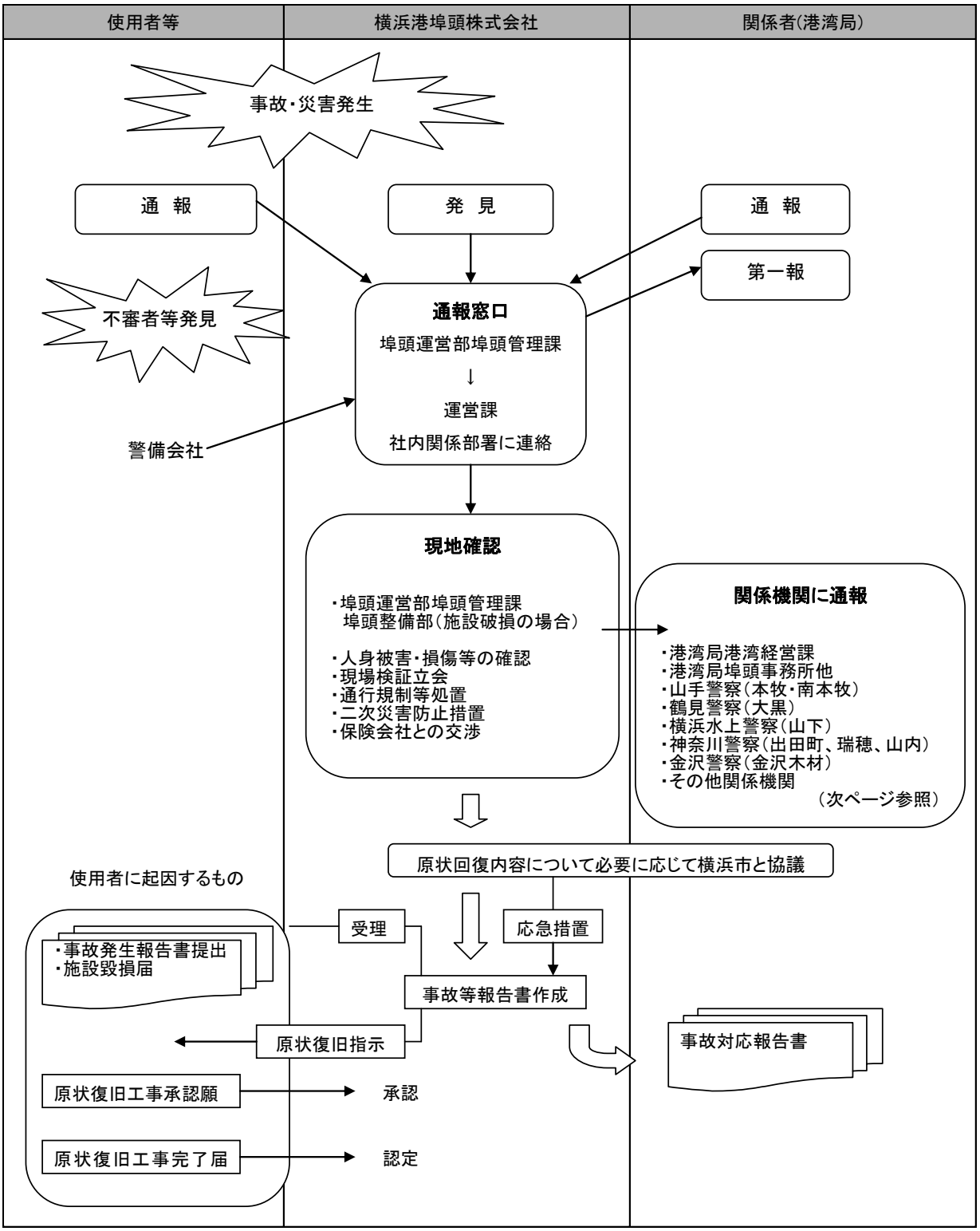

(5) 緊急連絡体制表

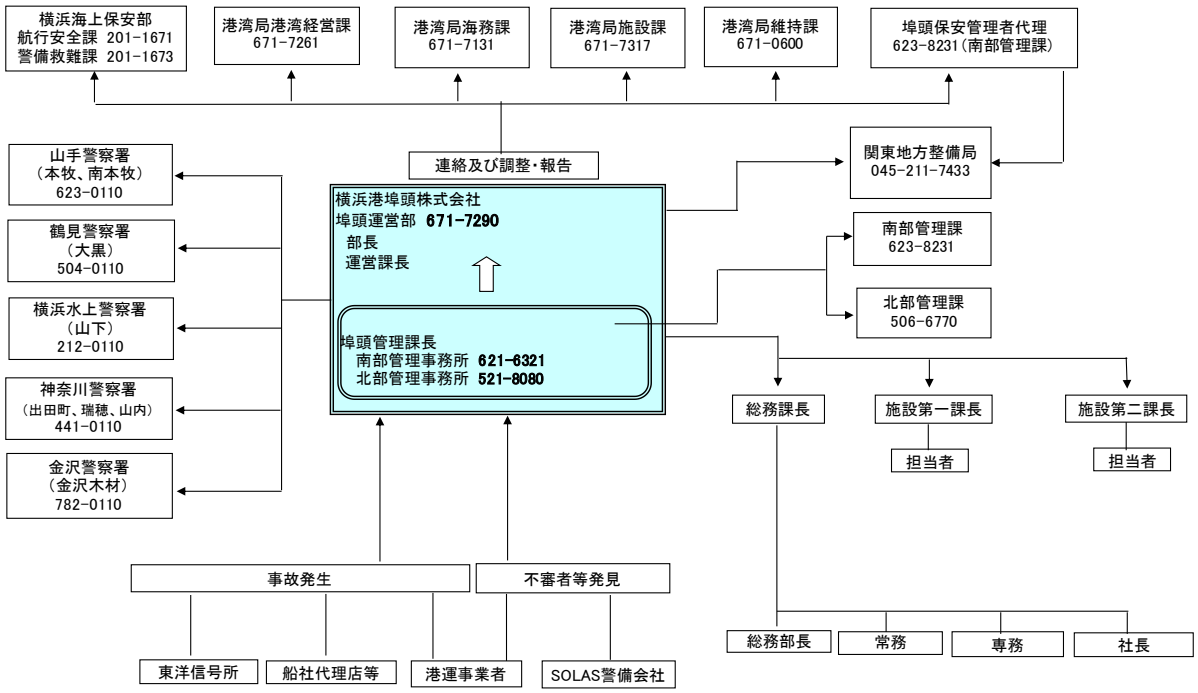

2. 指定管理業務計画書

(1) 年間業務計画表

基本協定書に基づき、業務を執行するとともに、効率的な施設運営、隣接する公共・公社コンテナターミナルの相互融通のための調整会議※を開催するなど効果的な利用調整を図っていきます。また在来貨物取扱施設などについては、時節やマーケットの動静による波動性に対して柔軟な調整を行うことにより、荷主も含め、利用者のニーズに的確に対応し効果的な利用者調整を図っていきます。

（※ふ頭会等の既存会議は、有効的に活用していくこととします。）

＜計画概要＞

業務＼月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設使用許可申請受付業務														
施設利用実績管理業務														
ふ頭管理業務														
効率的運営・相互融通のための調整会議 ※1														
施設維持管理業務	機械	管理委託												
		保守点検 ※2												
		小破修繕												
	電気設備	保守点検 ※2												
		小破修繕												
	建築設備	保守点検 ※2												
		小破修繕												
	舗装・土木	小破修繕												

※１ 本牧ふ頭Ｄ突堤岸壁改修工事に関連する調整会議等も含みます。

※２ 各種点検（日常、月次、年次、法令等）を含みます。

(2) 外部委託予定表

業務名	発注時期
電気設備保守業務	平成 24 年 3 月末
消防設備保守業務	〃
ガントリークレーン等管理委託（附帯電気設備含む。）業務	〃
大黒ふ頭上屋清掃業務	〃
道路、トイレ、休憩室等清掃業務	〃
大黒ふ頭緑地管理業務	〃
警備・門衛等業務	〃
消防設備保守点検整備業務	〃
大黒・瑞穂ふ頭交通信号機保守点検業務	〃
コンテナヤード舗装・建物施設小破修繕、浄化槽保守業務	平成 24 年 4 月以降

(3) 防犯・防災対策

管理施設において、風水害・都市災害・地震災害等によって生じる災害の防災活動を次のとおり行います。

①災害時の対応

管理施設に災害が発生する恐れがある場合には災害対策警戒本部を、管理施設の災害が発生した場合には災害対策本部を設置します。横浜市港湾局、関係機関や利用者と緊密に連携をとり、危険箇所の早期発見を行い、応急措置や復旧に向けて迅速かつ適切な対応をとります。

（防災体制）

種　別	名　称	発 令 基 準	対 象 役 職 員
災害対策警戒本部 本部長　総務部長	第１号配備	風水害・都市災害等により、管理施設において災害発生が予想される場合	総務課長、 総務担当課長代理･補佐、 運営課長代理・補佐、 北部・南部管理事務所長
	第２号配備	風水害・都市災害等により、管理施設において災害が発生し始めた場合	総務部長、第１号配備職員、運営課長、埠頭管理課長、経理担当課長代理・補佐、建設発生土受入事業課長代理・補佐、総務課担当者 2 名、埠頭管理課担当者２名
災害対策本部 本部長　社　　長	第３号配備	風水害・都市災害等により、複数の管理施設へ災害が発生した場合	常務、部長全員、課長・所長全員、課長代理･補佐全員、各班担当職員
	第４号配備	風水害・都市災害等により、管理施設に災害が続発している場合、又は増大しつつある場合	全役職員

なお、埠頭管理課の対象職員は、各管理事務所に参集するものとします。
※横浜市臨海区（鶴見・神奈川・西・中・磯子・金沢区）において、「震度 5 強」以上の地震が発生した場合には、第 4 号配備の体制を執るものとします。

②日常の対応

日常業務として社員が行う巡回で、防災上問題になりそうな事項はないかチェックし、被害の未然防止に努めます。

(4) 要望対応方針

利用者からの要望については、港湾局各所管と協議のうえ、利用者と充分に調整していくこととします。

また、公共・当社コンテナターミナルの相互融通や在来貨物取扱施設などについて、利用者との調整会議や横浜港の各業界団体を通じて、利用者からの要望等を把握し、効率的な施設利用に努めていくこととします。

(5) 研修計画表

横浜市物流等関連施設を効率的に運営するために必要な知識並びに関係法令に関し、必要な実務研修を実施していきます。

平成 24 年度研修（予定）

研修名	研修時期
個人情報保護研修	10 月
業務実務研修（新人研修）	4 月
法令関係研修（港湾行政実務研修派遣を含む）	11～3 月
コンプライアンス研修	10 月
人権研修	10～3 月

(6) その他

利用者アンケートの結果や利用者との調整会議での要望を踏まえ、業務実施に当たるとともに、年度末に 1 年間の振り返りを実施し、次年度以降の対応に生かし、効率的な物流施設等の運営や利用者サービスの向上のため、業務改善の提案等を行っていきます。

3. 指定管理業務に係る当該年度の収支計画書

(1)収　入

（単位：千円）

区　　分	平成24年度	備　　考
指 定 管 理 料 （消費税含む）	689,899	
収　入　合　計	689,899	

(2)支　出

（単位：千円）

	区　　分	平成24年度	備　　考
維持管理運営費（消費税含む。）		689,899	
項目	人　件　費	172,994	
	業務管理費	166,920	清掃業務、その他事務費
	維持改修費	343,555	施設管理委託、施設保守、施設小破修繕
	管　理　費	6,430	事務経費等
支　出　合　計		689,899	

※上記項目は、当社支出予算科目により項目を整理したものです。